

# 会社法下の 保有割合と株主の権利

制度調査部  
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 36

## 【要約】

「会社法」が、今年5月1日に施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

ここでは、この会社法の下、「どのくらい保有すれば、どのような権利・権限が生じるのか？」という観点から、株主の権利を説明する。

## 【目次】

Q 1	どのくらい保有すれば、どのような権利・権限が生じるのか？	P . 2
Q 2	Q 1の図表1で、「株主総会の議決権行使にかかわるもの」として、とらえているのはどの部分か？	P . 3
Q 3	特別決議とは？	P . 4
Q 4	普通決議とは？	P . 5
Q 5	「相互保有株式の議決権停止」とは？	P . 6
Q 6	少数株主権とは？	P . 7
Q 7	議決権保有割合が1%以上のグループの少数株主権について。	P . 9
Q 8	議決権保有割合が3%以上のグループの少数株主権について。	P . 9
Q 9	議決権保有割合が10%以上のグループの少数株主権について。	P . 10

Q1 どのくらい保有すれば、どのような権利・権限が生じるのか？

大雑把に、主だったものを表にすると、図表1のようになります。ここでは、株主総会の議決権行使にかかわるものと、いわゆる少数株主権といわれるものをまとめています<sup>(注1)</sup>。

図表1 議決権保有割合と主な株主の権利

議決権保有割合	権利・権限
66 <sup>2</sup> / <sub>3</sub> % 以上 (3分の2以上)	株主総会の特別決議を単独で成立させられる
50% 超 (2分の1超)	株主総会の普通決議を単独で成立させられる
50% 以上 (2分の1以上)	株主総会の普通決議を単独で阻止できる
33 <sup>1</sup> / <sub>3</sub> % 超 (3分の1超)	株主総会の特別決議を単独で阻止できる
25% 以上 (4分の1以上)	相互保有株式の議決権停止
10% 以上 (10分の1以上)	解散請求権
3% 以上 (100分の3以上)	総会招集請求権 役員解任請求権 業務財産検査役選任請求権 会計帳簿閲覧請求権
1% 以上 (100分の1以上)	総会検査役選任請求権
or 300個以上	株主提案権

(出所) 大和総研制度調査部作成

この図表を作るに当たり、次のような前提を立てております。つまりこのレポートを書くにあたって、次のような前提を立てています。

**第一に、今年5月から施行された会社法に、定められた原則に基づいて説明をさせていただきます。**会社法では、権利行使の原則的な要件つまり条件を定めておりますが、例外的に定款に違う要件を定めてもよいとしている場合が多くあります。しかし、話をそこまで広げますと、複雑になりますので、例外の部分は省略させていただきます。

**第二に、議決権の保有割合に焦点を当てて説明をさせていただきます。**権利によっては、権利行使の要件として、「一定割合以上の議決権を保有するか、もしくは一定割合以上の株式数を保有するか、としている場合」と定めていることがあります。これも、話を簡単にするために、議決権の保有割合以外の要件については省略する方向でいきたいと思っております。

**第三に、上場会社の場合を念頭に説明をさせていただきます。**ところで会社法では、会社法上の譲渡制限が付されていない株式が一種類でもある場合を「公開会社」として定義した上で、この公開会社であるか否かで権利行使の要件を変えている場合があります<sup>(注2)</sup>。そして、實際上、上場会社は

この会社法上の公開会社にあたります。そこで、「上場会社の場合を念頭に」と申し上げましたが、別の言い方をすれば、「会社法上の公開会社の場合を念頭に」説明をさせていただくということになります。

そして**第四**には、いわゆる**普通株式のみ**を発行している場合を前提にさせていただきます。他の種類の株式があると、話が複雑になるからです。

(注1) 少数株主権については、Q6を参照。

(注2) 公開会社とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のこと(会社法2条5号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のこと。

Q2 Q1の図表1で、「株主総会の議決権行使にかかわるもの」として、とらえているのはどの部分か？

株主総会の議決権行使の観点から、「議決権保有割合と株主の権利」をとらえたのが図表2に掲げた部分です。

**図表2 株主総会の議決権行使の観点からの「議決権保有割合と株主の権利」**

議決権保有割合	権利・権限
66 <sup>2</sup> / <sub>3</sub> % 以上 (3分の2以上)	株主総会の特別決議を単独で成立させられる
50% 超 (2分の1超)	株主総会の普通決議を単独で成立させられる
50% 以上 (2分の1以上)	株主総会の普通決議を単独で阻止できる
33 <sup>1</sup> / <sub>3</sub> % 超 (3分の1超)	株主総会の特別決議を単独で阻止できる
25% 以上 (4分の1以上)	相互保有株式の議決権停止

(出所) 大和総研制度調査部作成

この図表2も大きく2つの部分から成り立っています。

一つ目は、表の上から4つ目までの部分です。上場会社で行われる株主総会の決議は、基本的に、**特別決議と普通決議**の2つです<sup>(注3)</sup>。そこでこの部分は、全株主が議決権行使をした場合でも、**単独で**、特別決議や普通決議を**成立**させたり、もしくは**成立を阻止**したりすることができる議決権保有割合はどのくらい、という観点から作成したものです。

図表2を見てみますと、議決権の3分の2以上を保有していれば株主総会の特別決議を単独で成立させられます。議決権の過半数を保有していれば株主総会の普通決議を単独で成立させられます。議

議決権の半数以上を保有していれば株主総会の普通決議を単独で成立を阻止することができます。議決権の3分の1超を保有していれば株主総会の特別決議を単独で成立を阻止することができます。

二つ目は、表の一番下の部分です。議決権の4分の1超を保有していれば、**相互保有株式の議決権が停止**する旨が記載されています<sup>(注4)</sup>。去年、ニッポン放送をめぐって、フジテレビとライブドアが買収合戦を繰り広げた際に、少々話題となりましたので、取り上げました。

(注3) 特別決議、普通決議についての詳細は、Q3、Q4を参照。

(注4) 相互保有株式の議決権停止については、Q5を参照。

### Q3 特別決議とは？

**特別決議**がどのような決議かという点、「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によって成立する決議」です<sup>(注5)(注6)</sup>。

この定義を簡単な表にしたのが、図表3です。

**図表3 特別決議の要件**

<b>定 足 数</b>	議決権を行使することができる株主の議決権の <b>過半数</b> を有する株主の出席
<b>議 決</b>	出席した当該株主の議決権の <b>3分の2以上</b> の賛成

(出所) 大和総研制度調査部作成

まずは、**定足数**が規定されています。定足数とは、議事を行いその意思を決定するのに必要な最小限度の出席数のことです。特別決議では、原則として、「少なくとも、全議決権の過半数を有する株主さんたちに出席していただくこと」が求められています。ここで言う「出席」には、実際に株主総会の開催場所に足を運んだ人だけでなく、議決権行使書や電子投票により議決権行使した人などが含まれます。

次に、定足数をみたした株主総会での**決議**の要件、議案を成立させる要件が定められています。出席した当該株主の議決権の**3分の2以上**の賛成によって成立するとされています。

この**特別決議**が必要とされる**事項**には、図表4に掲げたようなものがあります。

図表 4 特別決議が必要とされる決議事項の例

合併・会社分割・株式交換・株式移転の組織再編	会社法 309 条 2 項 11 号、783 条、795 条、804 条等参照
事業の全部譲渡	会社法 309 条 2 項 11 号、467 条等参照
定款変更	会社法 309 条 2 項 11 号、466 条等参照
監査役の解任	会社法 309 条 2 項 7 号等参照
新株などの有利発行	会社法 309 条 2 項 5 号、199 条、201 条等参照

( 出所 ) 大和総研制度調査部作成

( 注 5 ) 会社法の中では、「特別決議」という用語は用いていない。会社法 309 条 2 項参照。

( 注 6 ) 特別決議については、以下のレポート参照

・「会社法における株主総会決議の基本」( 堀内勇世、2005.12.22 作成 )

#### Q 4 普通決議とは？

普通決議がどのような決議かという点、「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によって成立する決議」です<sup>(注7)</sup>  
(注8)。

この定義を簡単な表にしたのが、図表 5 です。

図表 5 普通決議の要件

定 足 数	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席
議 決	出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

( 出所 ) 大和総研制度調査部作成

まずは、**定足数**が規定されています。定足数とは、特別決議のところでも述べたとおり、議事を行いその意思を決定するのに必要な最小限度の出席数のことです。普通決議でも、原則として、「少なくとも、全議決権の過半数を有する株主さんたちに出席していただくこと」が求められています。

次に、定足数をみたした株主総会での**決議**の要件、議案を成立させる要件が定められています。出席した当該株主の議決権の**過半数**の賛成によって成立するとされています。

この**普通決議**が必要とされる**事項**には、図表 6 に掲げたようなものがあります。

**図表 6 普通決議が必要とされる決議事項の例**

取締役の選・解任	会社法 329 条、339 条、341 条等参照
監査役を選任	会社法 329 条、341 条等参照
会計監査人の選・解任	会社法 329 条、339 条、341 条等参照
取締役・監査役の報酬	会社法 361 条、387 条等参照
配当などの剰余金の分配	会社法 454 条 1 項等参照
法定準備金の減少	会社法 448 条等参照

(出所) 大和総研制度調査部作成

(注7) 会社法の中では、「普通決議」という用語は用いていない。会社法 309 条 1 項、341 条参照。

(注8) 普通決議については、以下のレポート参照

・「会社法における株主総会決議の基本」(堀内勇世、2005.12.22 作成)

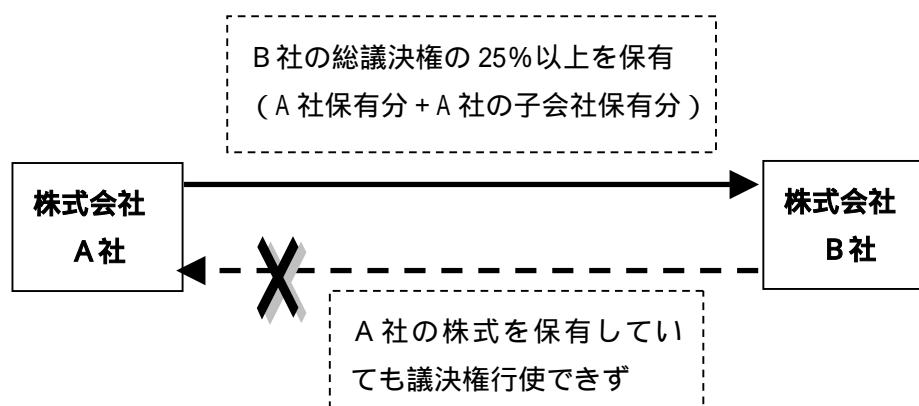
#### Q 5 「相互保有株式の議決権停止」とは？

「相互保有株式の議決権停止」につきましては、株主の権利と言う観点からすると少々変わったものです。しかし、去年、ニッポン放送をめぐって、フジテレビとライブドアが買収合戦を繰り広げた際に、少々話題となりましたので、ここではあえて取り上げさせていただきます。

会社法 302 条(及び会社法施行規則 67 条)の下では、例えば、株式会社 A 社が株式会社 B 社の議決権を総議決権の 25%以上を有する場合、B 社は A 社の株式を有していても議決権行使ができないとされています(図表 7 参照)。このことを「相互保有株式の議決権停止」とか、「相互保有株式の議決権制限」とか、呼んでいます(注9)(注10)。

ここでいう総議決権の算出については少々特殊な定めがあることや、25%以上を保有するか否かを判断する場合には、A 社の子会社の保有する B 社株式についても考慮しなければならないことには一応注意が必要です。本題から少々離れますので、詳細はここでは省略します。

図表7 「相互保有株式の議決権停止」



(出所) 大和総研制度調査部作成

(注9) 相互保有株式の議決権停止については、以下のレポート参照

- ・「会社法の子会社判断と相互保有株式」(堀内勇世、2006.6.29 作成)
- ・「相互保有株式の議決権制限に係る省令改正」(堀内勇世、2006.4.27 作成)
- ・「相互保有株式の議決権と会社法の法務省令案Q & A」(堀内勇世、2006.1.23 作成)
- ・「会社法と相互保有株式の議決権」(堀内勇世、2005.8.30 作成)

(注10) なお、子会社の定義についても注意が必要である(会社法2条3号、会社法施行規則3条・4条)。大まかに言えば、旧法から次のように拡大されている。

- (1) 株式会社以外の法人も含む
- (2) 議決権の過半数という形式基準(旧法の基準)ではなく、実質的に支配しているか否かという基準(実質基準)により判断する

この点については、以下のレポート参照。

- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に」(横山淳、2005.12.19 作成)
- ・「会社法上の親子会社の定義Q & A」(堀内勇世、2005.8.19 作成)

#### Q6 少数株主権とは？

会社法の下で、「**少数株主権**」とは、総株主の議決権の一定割合以上もしくは一定数以上、または発行済株式数の一定割合以上を有する株主のみが行使できるとされている権利のことです<sup>(注11)</sup>。なお、少数株主権は、**1人で**所定の割合・数を有する場合だけでなく、数人の保有株を**合計すれば**所定の割合・数を満たす場合にも行使することができます。

少数株主権のうち主なものを、「**どのくらい保有すれば、どのような権利が生じるのか？**」という観点から、表にしたものが図表8です<sup>(注12)</sup>。

図表 8 議決権保有割合と少数株主権

議決権保有割合	権利・権限
10% 以上 (10 分の 1 以上)	解散請求権 (会社法 833 条)
3% 以上 (100 分の 3 以上)	総会招集請求権 (会社法 297 条) 役員解任請求権 (会社法 854 条) 業務財産検査役選任請求権 (会社法 358 条) 会計帳簿閲覧請求権 (会社法 433 条)
1% 以上 (100 分の 1 以上)	総会検査役選任請求権 (会社法 306 条)
o r 300 個以上	株主提案権 (会社法 303 ~ 305 条)

(出所) 大和総研制度調査部作成

(注) は 6 ヶ月の保有要件あり。

議決権保有割合、つまり総株主の議決権のうちどの程度の割合を保有している必要があるかという点から見ますと、原則、1%以上、3%以上、10%以上の3つのグループに分けられます。権利の内容については後でお話しするとして、それぞれのグループに、どんな少数株主権があるのか、名称は人により微妙に違いますが、見ていきましょう。

まずは、議決権保有割合が**1%以上のグループ**には、総会検査役選任請求権や株主提案権があります。なお、少々注意していただきたいのは、「株主提案権の場合、総株主の議決権の1%以上を保有するという要件をみたせなくとも、300個以上の議決権を保有していればよい」とされている点です。この点にはご注意ください。

次に、議決権保有割合が**3%以上のグループ**には、総会招集請求権、役員解任請求権、業務財産検査役選任請求権、会計帳簿閲覧請求権があります。

そして、議決権保有割合が**10%以上のグループ**には、解散請求権があります。

ところで、権利行使の要件として、**6ヶ月の保有要件**、つまり6ヶ月間継続して保有することが求められているものがあります。この表で、黒丸を付した権利に6ヶ月の保有要件が規定されています。

(注 11) 神田秀樹 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) 著「会社法 第八版」(弘文堂) の 61 ページ参照。

(注 12) ここに掲げた少数株主権以外にも、会社法上、少数株主権は存在する。例えば、特別清算時の調査命令申立権や清算人の解任請求権などが存在する。なお、以下のレポート参照。

- ・「会社法における特別清算時の調査命令申立権」(堀内勇世、2006.7.25 作成)
- ・「会社法における清算人の解任請求権」(堀内勇世、2006.7.21 作成)



**Q 7 議決権保有割合が1%以上のグループの少数株主権について。**

議決権保有割合が1%以上のグループの少数株主権としては、株主提案権と総会検査役選任請求権が存在します。

**株主提案権**とは、ある事項を株主総会の**議題**とすべきことを請求する権利、及び、株主総会の議題につき**議案を提出**したり、その要領を**招集通知に記載**することを請求したりする権利を指しています(注13)。「**議題**」とは会議の目的のことであり、「**議案**」とは議題に対する具体案のことです。例えば、取締役選任決議の場合、「取締役選任の件」が議題で、「甲を取締役の候補にする」などの具体案が議案です。

**総会検査役選任請求権**とは、株主**総会の招集手続きおよび決議の方法を調査**させるため、総会に先立ち、**裁判所に対して検査役の選任を請求**することができる権利のことです(注14)。総会検査役という制度は、紛糾が予想される株主総会において、裁判所に選任された検査役に、株主総会の招集手続きおよび決議の方法を調査させ、裁判所に報告させることにより、違法ないし不正な手続を防止する制度であるといえます。また、後の訴訟などの証拠を確保するという役割も担っています。

(注13) 株主提案権については、以下のレポート参照。

・「株主提案権に関する改正」(堀内勇世、2005.7.29 作成)

(注14) 総会検査役選任請求権については、以下のレポート参照。

・「会社法における総会検査役選任請求権」(堀内勇世、2006.5.30 作成)

**Q 8 議決権保有割合が3%以上のグループの少数株主権について。**

議決権保有割合が3%以上のグループの少数株主権としては、総会招集請求権、役員解任請求権、業務財産検査役選任請求権、会計帳簿閲覧請求権が存在します。

**総会招集請求権**とは、会議の目的である事項と招集の理由を記載した書面等を取締役に提出して**株主総会の招集を請求できる権利**のことです(注15)。なお、請求があつたにもかかわらず遅滞なく総会招集の手続きがとられないとき、もしくは、請求の日から8週間以内の日を会日とする総会招集の通知が発せられないときは、請求した株主は裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集できるとされています。

**役員解任請求権**とは、取締役、監査役、会計参与といった**役員職務遂行に関して不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず**、その役員を**解任する旨の議案**が株主

総会で否決された場合などに、株主総会后 30 日以内にその役員の解任を裁判所に請求することができるという株主の権利です<sup>(注16)</sup>。この制度は、多数派の横暴などにより、非行のある役員を解任し得ない不都合が生じないように設けられた制度であるといわれています。

**業務財産検査役選任請求権**とは、会社の業務の執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときに、会社の業務・財産の状況を調査させるため、裁判所に検査役の選任を請求することができる権利のことで<sup>(注17)</sup>。

**会計帳簿閲覧請求権**とは、会計帳簿又はこれに関する資料について書面等の閲覧・謄写を請求できる権利のことで<sup>(注18)</sup>。また、その株式会社の親会社の株主等も、同様な要件をみたせば、裁判所の許可を得て、行使できるとされています。

(注 15) 総会招集請求権については、以下のレポート参照。

・「会社法における総会招集請求権」(堀内勇世、2005.12.27 作成)

(注 16) 役員の解任請求権については、以下のレポート参照。

・「会社法における役員の解任請求権」(堀内勇世、2006.6.27 作成)

(注 17) 業務財産検査役選任請求権については、以下のレポート参照。

・「会社法における業務財産検査役選任請求権」(堀内勇世、2006.7.18 作成)

(注 18) 会計帳簿閲覧請求権については、以下のレポート参照。

・「会社法における会計帳簿閲覧請求権」(堀内勇世、2006.6.28 作成)

Q 9 議決権保有割合が 10%以上のグループの少数株主権について。

議決権保有割合が 10%以上のグループの少数株主権としては、解散請求権が存在します。

**解散請求権**とは、次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって株式会社の解散を請求することができる権利のことで<sup>(注19)</sup>。

株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

株式会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該株式会社の存立を危うくするとき。

(注 19) 解散請求権については、以下のレポート参照。

・「会社法における解散請求権」(堀内勇世、2006.7.20 作成)